

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人グラミン日本（以下「当法人」という。）の役員（第2条第1号で定義される。）の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。
- (3) 常勤の監事とは、監事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤でない監事とは、それ以外の監事をいう。
- (4) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名あたり1000万円（税込み）を超えない範囲で、理事会において定める。

- 2 常勤でない理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名あたり500万円（税込み）を超えない範囲で、理事会において定める。
- 3 常勤の監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名あたり500万円（税込み）を超えない範囲で、理事会において定める。
- 4 常勤でない監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名あたり250万円（税込み）を超えない範囲で、理事会において定める。
- 5 前各号の定めにかかわらず、役員本人の申し出があったときは無報酬とする。

(賞与、退職慰労金等)

第4条 当法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬等の支払方法)

第5条 役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を12で除した金額を毎月25日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

(費用)

第6条 役員が負担した費用については、その請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(日割計算)

第7条 新たに役員になった者には、その日から報酬等を支給する。

- 2 役員が退職し又は解任された場合には、その日までの報酬等を支給する。
- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬等を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬等を支給する場合には、その月の初日から支給するとき又はその月の末日まで支給するときを除き、その報酬等の額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事（理事長）が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

附則 この規程は、令和2年7月20日から施行する。（令和2年7月17日社員総会決議）